平成２８年（フ）第９１８号
大阪府河内長野市松ヶ丘中町1453　滝谷病院、住民票上の住所大阪府河内長野市向野町769番地６―1201号
破産者　本間　久枝
1　決定年月日　平成29年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９６８号
大阪府羽曳野市野218番地の１
破産者　梶原千惠子
1　決定年月日　平成29年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１９８号
兵庫県伊丹市池尻６丁目237番地　北池尻団地２―233号
破産者　關　　雅光
1　決定年月日　平成29年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第２６３号
兵庫県伊丹市昆陽南２丁目２番40号
破産者　オカダ電器昆陽店こと　宮上　俊一
1　決定年月日　平成29年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第２７１号
兵庫県伊丹市美鈴町４丁目29番地１　サン・コクリコＡ201号、前住所堺市南区御池台１丁24番11号
破産者　阪本　仁志
1　決定年月日　平成29年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第２７３号
兵庫県伊丹市安堂寺町１丁目39番地、前住所大津市一里山１丁目９番12号　ステージハウス万石602
破産者　米澤　聡子
1　決定年月日　平成29年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第５４９号
北九州市小倉北区新高田２丁目18番４号（101号）
破産者　寺澤恵次郎
1　決定年月日　平成29年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第５５４号
北九州市小倉南区徳力１丁目14番11―203号
破産者　駒田　志郎
1　決定年月日　平成29年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第６１４号
北九州市八幡西区大字本城3454番地１（パークサイド本城αⅡ202号）
破産者　森　　崇幸
1　決定年月日　平成29年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第４２０号
静岡県御殿場市中山510番地の２、前住所静岡県御殿場市中山887番地の１
破産者　野木　利男
1　決定年月日　平成29年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１５４号
広島市中区白島中町１番17―602号、開始決定時の住所愛知県豊川市光陽町33番地　メイツ豊川302号
破産者　可部谷典子（旧姓椿田・杉浦）
1　決定年月日　平成29年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第１７３号
愛知県豊川市正岡町後田473番地、従前の住所愛知県豊橋市南島町１丁目43番地
破産者　鈴木久美子
1　決定年月日　平成29年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第３２７７号
大阪市港区築港３丁目４番35―1007号
破産者　武元　善宏
1　決定年月日　平成29年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６９０号
兵庫県伊丹市東有岡１丁目18番地２　コープ野村第２伊丹Ｅ―205号、前住所兵庫県尼崎市猪名寺１丁目９番20号
破産者　三谷　正裕
1　決定年月日　平成29年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３６７号
兵庫県尼崎市西昆陽１丁目22番３―304号、前住所兵庫県尼崎市武庫之荘６丁目９番23号第２ハウス友行201
破産者　坪井三和子（旧姓竹下）
1　決定年月日　平成29年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第６０５号
兵庫県尼崎市東難波町１丁目１番２―401号
破産者　岩永　和美
1　決定年月日　平成29年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第６１０号
兵庫県尼崎市若王寺２丁目31番21号　エクレール202
破産者　河西　康行
1　決定年月日　平成29年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２５７号
香川県高松市庵治町403番地
破産者　松田　　等
1　決定年月日　平成29年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係